

平成23年2月16日
飯塚市告示第39号

飯塚市住宅リフォーム補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市民の快適な住環境の整備及び地域経済の活性化を図るため、市民が市内の施工業者によって住宅の改修工事を行う場合に、予算の範囲内において経費の一部を補助金として交付するため、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に規定するものの他、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人住宅 個人の居住の用に供する建築物(マンション等の共同住宅については、個人の居住の用に供する専用部分)で、市内に存するものをいう。ただし、賃貸住宅を除く。

(2) 併用住宅 1つの建築物に個人住宅部分及び店舗又は事務所の部分があり、それが一体として利用される建築物で、市内に存するものをいう。ただし、賃貸住宅を除く。

(3) 住宅リフォーム 建築物の維持及び機能向上を目的として行う当該建築物の構造部分及び付帯設備の改修工事(当該工事施工業者が請け負う電気設備及び給排水設備等の工事を含む。)で、別表に掲げるものをいう。

(4) 施工業者 市内に事業所を有する個人事業主又は市内に本店若しくは支店を有する法人をいう。

(5) 受領委任払 第8条又は第10条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)で、第12条の規定による通知を受けた者が、この告示による補助金の受領を補助対象工事に係る施工業者に委任し、市が当該施工業者に対してこの告示による補助金を支払うことをいう。

(補助の対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものでなければならない。

(1) 飯塚市の住民基本台帳に記録されていること。

(2) 補助の対象者、住宅の所有者、住宅の居住者及びそれぞれの同一世帯に属す

る者全員が、市税等（国民健康保険税を含む。）の滞納がないこと。

(3) 当該年度に、この補助金の交付を受けたことがないこと。

(4) 補助の対象者、住宅の所有者、住宅の居住者及びそれぞれの同一世帯に属する者全員に、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)が含まれていないこと。

(補助対象となる住宅及び工事)

第4条 補助の対象となる住宅は、次の各号のいずれかに該当する個人住宅又は併用住宅とする。

(1) 補助の対象者又はその配偶者が所有し、自らが現に居住する住宅

(2) 補助の対象者の2親等内の親族で飯塚市の住民基本台帳に記録されている者が所有し、補助の対象者が現に居住する住宅

(3) 補助の対象者が自ら所有し、補助の対象者の2親等内の親族が現に居住する住宅

2 補助の対象となる工事は、交付決定後に着手し、当該年度中に完了届を提出できる工事で、前項に規定する住宅に係る、施工業者による工事とする。ただし、併用住宅については、個人住宅部分に限る。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の表のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、この額を切り捨てた後の額とする。

工事の金額(消費税を除く。)	補助金の額
100,000円以上	当該工事の金額に10分の1を乗じて得た額(当該額が100,000円を超えるときは100,000円)

(他の補助制度との併用の取扱い)

第6条 この告示による補助金は、市が実施する他の住宅補助制度を優先するものとし、その対象となった費用の額と重複して補助金申請することはできないものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、工事の着手前に飯塚市住宅リフォーム補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申

請しなければならない。

- (1) 工事見積書の写し（リフォームの内容が分かるもの）
 - (2) 工事図面等
 - (3) 住宅位置図
 - (4) 補助対象者及び住宅の所有者の要件確認の同意書
 - (5) 第4条第1項に掲げるいずれかの住宅で、申請者と住宅の所有者が異なる場合、両者の続柄を示す書類
 - (6) 施工管理写真（施工前）
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- （補助金の交付決定及び通知）

第8条 市長は、前条に規定する交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否について、飯塚市住宅リフォーム補助金交付・不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定について、条件を付することができる。

（変更の申請）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、工事の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ飯塚市住宅リフォーム補助金交付変更申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請をしなければならない。

- (1) 変更後の工事見積書の写し
- (2) 変更後の工事図面等

（補助金の額の変更決定）

第10条 市長は、前条に規定する変更申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否について飯塚市住宅リフォーム補助金交付変更承認・不承認決定通知書により申請者に通知するものとする。

（リフォーム完了届等の提出）

第11条 第8条又は前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、工事完了後すみやかに、住宅リフォーム完了届に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 住宅リフォーム完了証明書
- (2) 当該工事代金から第8条（ただし、第9条に規定する変更申請を行った場合においては、第10条）の規定による補助金の交付決定金額を差し引いた代金の支払

領収書の写し

- (3) 施工管理写真(同一箇所について、施工中及び施工後が確認できるもの)
(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の完了届の提出があったときは、これを審査し、必要に応じ現地を調査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは補助金の額を確定し、飯塚市リフォーム補助金額確定通知書により通知する。
(補助金の請求)

第13条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、飯塚市住宅リフォーム補助金請求書兼受領委任状により補助金の請求をするものとする。
(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の補助金の請求があったときは、30日以内に補助金を交付するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付は、受領委任払の方法によるものとする。
(補助金の取消し及び返還)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他市長が補助金の決定を取り消すべき理由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(様式)

第16条 この告示に用いる書類で、次の各号に掲げるものの様式は別に定める。

- (1) 飯塚市住宅リフォーム補助金交付申請書
- (2) 飯塚市住宅リフォーム補助金交付・不交付決定通知書
- (3) 飯塚市住宅リフォーム補助金交付変更申請書
- (4) 飯塚市住宅リフォーム補助金交付変更承認・不承認決定通知書
- (5) 住宅リフォーム完了届
- (6) 住宅リフォーム完了証明書
- (7) 飯塚市住宅リフォーム補助金額確定通知書

(8) 飯塚市住宅リフォーム補助金請求書兼受領委任状

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年飯塚市告示第121号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年飯塚市告示第66号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年飯塚市告示第131号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年飯塚市告示第104号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

住宅リフォームの種別	住宅リフォームの内容
バリアフリー工事	<ul style="list-style-type: none"> (1) 玄関又は玄関ポーチの段差の解消 (2) 階段、廊下、浴室又はトイレの手すりの設置 (3) 車椅子で使用できる出入口又はトイレへの改修 (4) 内部の段差解消（滑りにくい床材等含む。）工事 (5) その他これらに類する工事
省エネ工事	<ul style="list-style-type: none"> (1) 窓等の開口部の二重サッシ又はペアガラスへの変更 (2) 壁、床、天井等の断熱材の設置 (3) 省エネ型給湯設備等への改修工事 (4) その他これらに類する工事
耐震工事	<ul style="list-style-type: none"> (1) 基礎部分の補強 (2) 壁の増設 (3) 筋かい、構造用合板等による壁の補強 (4) 柱とはり、土台と柱、筋かいとはり等の金物による固定の強化 (5) その他これらに類する工事
耐久性能工事	<ul style="list-style-type: none"> (1) 屋根のふき替え等 (2) 外壁の塗装 (3) 壁、床及び天井の工事 (4) 玄関等出入口の工事 (5) 母屋と一体化した下屋、バルコニー等の改修工事 (6) 台所の改修工事 (7) その他これらに類する工事